

# 日本原燃株式会社再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定の変更認可申請 についての審査結果

原規規発第 22062210 号  
令和 4 年 6 月 22 日  
原子力規制庁

## 1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 4 月 15 日付け 2022 燃建発第 2 号（令和 4 年 6 月 10 日付け 2022 燃建発第 4 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき申請された再処理事業所 MOX 燃料加工施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、第 22 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第 1311274 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

## 2. 申請の概要

本申請での保安規定の変更は、安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約することで組織的な対応を強化するため、品質・保安会議の議長及び役員等への安全に関する教育の実施責任者を安全・品質本部長とするものである。当該変更に伴い、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

## 3. 審査の内容

### 3-1. 法第 22 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 保安に関する職務等について、保安規定に定める品質・保安会議に係る事項が、加工事業の許可又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項、技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。

### 3-2. 法第22条第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第8条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- (1) 加工規則第8条第1項第3号（加工施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織）及び第6号（加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等）

加工規則第8条第1項第3号及び第6号に関する審査基準は、加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること並びに加工施設の保安に関する重要事項及び加工施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること等としている。

規制庁は、役員等への安全に係る教育について、品質・保安会議において実施計画を審議する体制を維持した上で実施責任者を安全・品質本部長としていること及び品質・保安会議の構成について、議長を安全・品質本部長とすることに伴い、これまで安全・品質本部長が担っていた役割は安全・品質本部副本部長に引き継がれることを確認したことから、加工規則第8条第1項第3号及び第6号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。